

新座市公園パートナー「花の広場」設置要綱

(平成17年4月25日市長決裁)

(平成17年7月1日改定決裁)

(平成20年3月10日改定決裁)

(平成21年3月26日市長決裁)

(平成23年3月31日市長決裁)

(令和4年3月30日市長決裁)

(設置)

第1条 市内の公園の花壇を市民一体となって創作し、及び管理し、四季を通じ市民に心の安らぎを与えるため、ボランティアによる新座市公園パートナー「花の広場」(以下「パートナー」という。)を置く。

(パートナーの要件及び任期)

第2条 パートナーは、公園環境美化及びきれいな公園造りに意欲的な者で、市内に居住し、通勤し、又は通学しているもの並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員から成るおおむね5人以上の団体(以下「団体等」という。)とし、原則として、月1回以上(学校にあっては、休業日を活動日から除く。)市の管理する公園の花壇の美化活動を実施できるものとする。

2 パートナーの任期は、2年とする。

(参加手続)

第3条 パートナーに参加しようとする団体等は、新座市公園パートナー「花の広場」申込書及び構成員名簿を市長に提出しなければならない。

2 市長は、パートナーと協議し、対象公園を設定するとともに、新座市公園パートナー「花の広場」合意書を取り交わすものとする。

(パートナーの活動)

第4条 パートナーの活動は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画に基づく清掃、除草、草刈り及び花の植栽の作業
- (2) 花壇に年間を通じて満遍なく花を咲かせるために必要な花卉及び種子類の購入、植付け及び育成
- (3) 公園施設の破損及び故障並びに粗大ごみを見付けた場合の連絡
- (4) 回収したごみを、市の分別方法と指示に従い、決められた場所に集積すること。
- (5) 必要に応じてまちづくり未来部みどりと公園課で状況報告及び意見交換を行うこと。

(活動計画及び活動報告)

第5条 パートナーの代表者は、毎年3月末日までに1年間の活動報告書及び翌年度1年間の活動計画書を、まちづくり未来部みどりと公園課長に提出するものとする。

(事故報告)

第6条 パートナーの代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかにまちづくり未来部みどりと公園課に通報し、事故報告書を提出するものとする。

(市の役割)

第7条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) パートナーの活動に関するボランティア保険に加入すること。
- (2) 必要に応じて道具の貸与を行うこと。
- (3) パートナーが回収したごみを収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パートナーの活動に関し必要な支援を行うこと。

(合意の継続期間等)

第8条 第3条第2項の規定による合意は、パートナーの代表者から、合意の辞退の申出がない場合は継続するものとする。

2 パートナーの代表者が合意の辞退を申し出たときは、合意を解除することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市は、パートナーの活動がパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、合意を解除することができる。

(庶務)

第9条 パートナーに関する庶務は、まちづくり未来部みどりと公園課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他のパートナーの活動に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

2 平成17年度に限り、第5条中「4月末日」とあるのは「7月末日」とする。

附 則

この要綱は、決裁の日から実施する。